

平成28年(ワ)第883号 裁判官忌避申立却下決定に対する抗告事件（原審・東京地方裁判平成28年(ワ)第2265号）

決 定

抗 告 人 別紙抗告人目録記載のとおり  
抗告人ら代理人弁護士 島 昭 宏  
ほ か

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

第1 本件抗告の趣旨及び理由

別紙即時抗告申立書（写し）、訂正申立書（写し）に記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断

- 1 本件は、東京地方裁判所平成26年(ワ)第2146号、第5824号原発メーカー損害賠償請求事件（以下「基本事件」という。）の原告である抗告人らが、同事件の担当裁判官である朝倉佳秀裁判官、武部知子裁判官及び渡邊達之輔裁判官（以下、3名の裁判官を併せて「本件裁判官ら」という。）に対する忌避を申し立てた事案である。

原審が抗告人らの本件各忌避申立てをいずれも却下したところ、これを不服とする抗告人らが即時抗告をした。

- 2 当裁判所も、抗告人らの本件各忌避申立てはいずれも理由がないものと判断する。その理由は、以下のとおりである。
- 3 民事訴訟法24条1項の「裁判の公正を妨げるべき事情」とは、裁判官が当該事件の当事者と特別の関係にあるとか、当該事件に関連する従前の手続に深く関与していたなどといった当該裁判官による公平・公正な裁判を期待することができないような客観的な事情をいうものと解すべきであり、当該事件の訴

訟手続における裁判官の訴訟指揮や審理の方法などは、忌避の理由とはならないというべきである。

そして、抗告人らが忌避の理由として主張するところは、結局のところ、いずれも本件裁判官らの本案事件における審理の方法に対する不服をいうに過ぎないものと認められるから、忌避の理由とはならない。

その他一件記録を精査しても、本件裁判官らについて、忌避の理由となる本案事件に関する客観的な事情を認めることはできない。

なお、抗告人らの文書提出命令の申立て（当庁平成28年ウ第491号）については、その対象となる文書を取り調べる必要がないものと認め、これを却下する。

### 第3 結論

よって、本件各忌避の申立てはいずれも理由がなく、これを却下した原決定は相当であるから、本件抗告を棄却することとし、主文のとおり決定する。

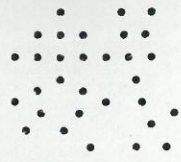
平成28年6月10日

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官                      瀧                      澤                      泉

裁判官                              松                      田                      典                      浩

裁判官                              大                      塚                      博                      喜



これは正本である。

平成28年6月13日

東京高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 田中慶

